

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 7 年
6 月 24 日
(火曜日)

目次

○告示	保安林予定森林（美祢市）（森林整備課）……………
○公告	通行する車両の総重量の最高限度が二十五トンである道路の指定（道路整備課）……………
	令和七年クリーニング師試験の実施（生活衛生課）……………
	県営田万川地区農業競争力強化基盤整備事業（須佐地・平原換地区）の換地処分（農村整備課）……………
	県営田万川地区農業競争力強化基盤整備事業（瀬尻換地区）の換地処分（農村整備課）……………
	防府都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）……………

山口県告示第二百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和七年六月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 保安林予定森林の所在場所
美祢市西厚保町原字平田一〇二二三の一
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。
美祢市西厚保町原字平田一〇二二三の一（次の図に示す部分に限る。）
- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種の次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百十六号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が二十五トンである道路を次のとおり指定する。

令和七年六月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	区 間	指定の期日
県道 徳山下松線	下松市潮音町一丁目九八の七地先から 同市駅南二丁目一三五二の三五地先まで	令和七年七月一日

(二一六) 令和七年クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、令和七年クリーニング師試験を次のとおり実施します。

令和七年六月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 試験の日時及び場所

- (一) 日時
令和七年九月七日(日曜日) 午前十時三十分から
- (二) 場所
山口市吉敷下東三丁目一番一号
山口県総合保健会館
- 二 試験の内容
- (一) 学科試験
- 1 衛生法規に関する知識
- 2 公衆衛生に関する知識
- 3 洗濯物の処理に関する知識
- (二) 技能試験
- 1 洗濯物の処理に関する知識
- (1) 薬品の鑑別
- (2) 繊維の識別
- (3) 絵表示の判別
- 2 洗濯物の処理に関する技能
- 白無地カッターシャツ(木綿一〇〇パーセントのもの)のアイロン仕上げ
- 三 受験資格
- 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(クリーニン
グ業法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百五十四号)附則第五項の規定によ
り同条に規定する者とみなされる者を含む。)
- 四 受験願書の受付期間
- 令和七年七月七日(月曜日)から同月二十八日(月曜日)まで(郵送の場合は、七
月二十八日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 五 受験願書等の提出先
- (一) 県内に居住する者
住所を所管する保健所(萩市又は山陽小野田市に住所がある者については当
該住所の市役所とし、防府市に住所がある者については山口市環境保健所
とする。)
- (二) 県外に居住する者
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)
山口県環境生活部生活衛生課
- 六 提出書類
- (一) 受験願書

- (一) 履歴書
- (二) 受験資格があることを証明する書類
- (四) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内
に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日及び
氏名を記入すること。)
- 七 受験手数料
八千五百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入
証紙には、消印をしないこと。
- 八 合格者の発表
- (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
- (二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県環境生
活部生活衛生課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。
- 九 その他
- (一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所(山口県防府保健所を除く。以
下同じ。)、萩市役所、山陽小野田市役所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生
活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「クリーニング師
試験」と朱書き、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二
センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。
- (二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所、萩市役所、山陽小野田市役所又
は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三二九七〇)にすること。
- (二一七) 県営田万川地区農業競争力強化基盤整備事業(須佐地・平原換地区)の換地
処分
- 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
県営田万川地区農業競争力強化基盤整備事業の施行に係る須佐地・平原換地区の換地処
分を次のとおり行いました。
- 令和七年六月二十四日
- 山口県知事 村岡 嗣 政
- 一 換地処分の年月日
令和七年六月四日
- 二 換地処分の内容
県営田万川地区農業競争力強化基盤整備事業(須佐地・平原換地区)換地計画書に

記載された換地計画のとおり

(二一八) 県営田万川地区農業競争力強化基盤整備事業（瀬尻換地区）の換地処分
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
県営田万川地区農業競争力強化基盤整備事業の施行に係る瀬尻換地区の換地処分を次の
とおり行いました。

令和七年六月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 換地処分の年月日

令和七年六月四日

二 換地処分の内容

県営田万川地区農業競争力強化基盤整備事業（瀬尻換地区）換地計画書に記載され
た換地計画のとおり

(二一九) 防府都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条の規定により、防府都市計
画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によ
り、当該変更に係る防府都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

令和七年六月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

防府都市計画道路三・三・五富海大道線

二 都市計画を変更する土地の区域

防府市大字富海

三 変更の内容

区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

令和七年六月二十四日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木都市建設部都市計画課

一 都市計画の種類及び名称

防府都市計画道路三・三・二防府山口線

二 都市計画を変更する土地の区域

防府市新橋町

三 変更の内容

区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

令和七年六月二十四日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木都市建設部都市計画課

一 都市計画の種類及び名称

防府都市計画道路三・四・二十六戎町迫戸線

二 都市計画を変更する土地の区域

防府市宮市町及び迫戸町

三 変更の内容

区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

令和七年六月二十四日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木都市建設部都市計画課

令和七年六月二十四日印刷
令和七年六月二十四日発行

発行人
所

山口県知事
山口県知事